

労務費等見積単価規程

(目的)

第1条 この規程は、当社が受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な経費の見積りに適用する単価等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(総則)

第2条 受託等事業の実施に必要な労務費の見積りは、この規程に定めるところにより計算するものとする。

- 2 受託等事業の契約額は、この規程に基づいて見積る額による。ただし、当該受託等事業を委託又は発注する者の事情により、この規程に基づき見積る額により契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。

(労務費)

第3条 労務費は、当該受託等事業に従事する役職員の人件費単価による。

- 2 人件費単価は、当該受託等事業に従事する役職員の職位に応じて、別表1の金額を用いる。
- 3 労務費の額は、当該受託等事業に従事する時間に人件費単価を乗じて得た額とする。（但し消費税は含まれていない。）

(その他の経費)

第4条 労務費のほか、旅費、物品費、その他受託等事業の実施に必要な経費については、原則、予想される実費により計算する。

(制定・改廃)

第5条 この規程の制定・改廃は、営業担当取締役の承認によるものとする

2018年2月19日 制定

2024年10月1日 改訂

別表1

	1時間単価	1日単価（7.5時間）
エグゼクティブアドバイザー	16,500円	123,750円
シニアアドバイザー	15,000円	112,500円
アドバイザー	10,500円	78,750円
プロデューサー	7,700円	57,750円
ディレクター	6,000円	45,000円
コーディネーター	5,000円	37,500円
スタッフ	4,000円	30,000円